

(注) この申出書を提出しても、裁判官の判断により、送達場所等の届出書やこの申出書が開示される場合があります。

また、住所を非開示とした場合、住所の連續性の確認が困難となり、調停等で決まった内容を実現するための強制執行の手続に支障が生じることや、不動産の登記手続ができないことなどの不利益が生じることがあります。

令和〇〇年（家）第〇〇〇号

## 非開示の希望に関する申出書（送達場所等）

「送達場所等の届出書」について、下記1の□にレ点を付けた事項を、下記2の理由により非開示とすることを希望します。

### 記

- 1  送達場所  電話番号（ 固定電話、 携帯電話）  
 送達受取人氏名
- 2 非開示を希望する理由
  - 未成年者の利益を害するおそれがある。
  - 当事者又は第三者の私生活や業務の平穏を害するおそれがある。
    - 非開示希望者は、相手から暴力を受けていた。
    - 非開示希望者は、保護命令を受けている。
    - 相手にはストーカー規制法に基づく 警告、 禁止の命令が発せられている。
  - 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
  - 相手に開示することを不適当とする特別な事由がある。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申立人  相手方

氏名 兼六花子  印